

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	在留許可手数料の減免など必要なく、ガイドラインも必要ないのではないか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないとするは相当ではないことから、在留許可手数料の減額又は免除の規定を設けたものであり、御理解をいただきたいと思います。 そして、減額措置に係る運用の明確性及び透明性を担保しつつ、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請者の予見可能性を確保するため、本ガイドラインを作成しました。
2	住民税非課税世帯、あるいは急激な経済変動によって一時的に生活困窮に陥った場合にも、柔軟に手数料が減額・免除されるようにするべきではないか。	在留許可を受ける外国人については、審査に要する実費は発生していることや、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象となっていることに加え、御指摘のような外国人については、その経済的事情や在留状況等は個々の外国人によって様々で、一定の資産を有する場合もあり得ることから、一律に在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当ではないと考えています。
3	日本での生活が困窮し、生活保護に依存せざるを得ない状況の外国人を税金や制度で優遇してまで在留を維持させるのではなく、生計維持が困難な場合は速やかに母国へ帰国させることこそが、適正な入国管理のあり方ではないか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないとするは相当ではないことから、在留許可手数料の減額又は免除の規定を設けたものであり、御理解をいただきたいと思います。
4	一定の要件を満たす留学生、将来的に社会保障や経済を支える可能性のある若者や家族、賃金が安い地方在住の者、日系人や日本と特別なつながりを持つ場合、日本で継続的に就労して納税・社会保険料の納付義務を果たしている外国人などについては手数料減額の対象とすることが適当ではないか。	在留許可を受ける外国人については、審査に要する実費は発生していることや、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象となっていることに加え、御指摘のような外国人については、その経済的事情や在留状況等は個々の外国人によって様々で、一定の資産を有する場合もあり得ることから、一律に在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当ではないと考えています。
5	安易に手数料を減額することなく、外国人の雇用により利益を得ている受入機関、関係団体等が納付するべきではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に入国・在留する権利を有するものではない外国人に対し、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであり、在留許可手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有するものであることなどからすると、在留許可処分を受ける外国人が納付すべきものであると考えています。
6	未成年で収入のない子どもの在留許可手数料について、免除又は減額すべきではないか。	未成年で収入のない子どもである外国人についても、審査に係る実費は発生しているほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象とされていることから、未成年で収入のない子どもである外国人であることのみをもって、在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当でないと考えています。
7	法令に違反している者、虚偽申請を行った者、納税義務や社会保険料納付義務を履行していない者、犯罪歴がある者、国外での資産等を隠していた者については、減額対象から明確に除外すべきではないか。	在留許可手数料を減額し、又は免除することができるとする趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないとするは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためですが、人道上の観点から特に配慮が必要な外国人であっても、我が国での在留を希望する以上、実費に相当する額の納付を要しないことは相当ではないことから、政令(第25条第2項第2号から第4号)に規定されている「外交又は公用の在留資格への変更を受ける者」等以外の者について、手数料の免除をすることとはしないものです。
8	人道上の配慮を行うべき対象者については、単なる減額にとどまらず「全額免除」を原則とする運用基準をガイドラインに明記すべきではないか。	在留許可手数料を減額し、又は免除することができるとする趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないとするは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためですが、人道上の観点から特に配慮が必要な外国人であっても、我が国での在留を希望する以上、実費に相当する額の納付を要しないことは相当ではないことから、政令(第25条第2項第2号から第4号)に規定されている「外交又は公用の在留資格への変更を受ける者」等以外の者について、手数料の免除をすることとはしないものです。
9	「これらと同程度に困窮していると認められる外国人」といった包括的な規定は判断の幅が広く、対象が拡大しないよう慎重な運用が必要ではなか。	ガイドラインの1(4)については、その適用の対象者について(ガイドラインの2の)「人道上の配慮をする必要がある者」の中で、2(3)及び(7)から(11)を例示しているとおり、減額対象者として想定される者は、具体的に特定かつ限定されています。 なお、2(12)については、「(1)から(11)までに掲げる者のほか、引き続き本邦での在留を認めないことが人道的見地から酷であると認められる事情がある者」という規定になっていますが、個々の状況に応じて適切に判断してまいります。

10	「日本人の配偶者等」をはじめとする身分系の在留資格を認められている外国人については、法律上及び社会通念上、まずは婚姻関係にある日本人配偶者やその世帯が扶養義務を果たすべきであり、その共同生活の中で生活基盤が維持されるべきである。 世帯の経済的困窮を理由にするのであれば、それは一義的に配偶者間での扶養や自助努力によって解決されるべき問題であり、国が出入国管理の手続において手数料を減免するという形で人道的な優遇措置を講じる必要性はないのではないか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないことは相当ではないことから、在留許可手数料の減額又は免除の規定を設けたものであり、御理解をいただきたいと思います。
11	減額する場合は1年の在留資格とするなど、期間を短くするなどの制約を合わせて行った方が効果的ではないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
12	手数料の減額を求めると、在留資格の審査において不利益に判断される事情となってしまうのではないか。	在留許可手数料の減額又は免除の規定については、人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないことは相当でないことから設けたものであり、手数料の減額を求めること自体が、在留許可申請に係る審査において不利益に判断される事情とはなりません。
13	難病や障害などを理由に減額するべきではないのではないか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないことは相当ではないことから、在留許可手数料の減額又は免除の規定を設けたものであり、御理解をいただきたいと思います。
14	具体的に難病、障害を持つ外国人のうち、どのような者を想定しているのか。	ガイドラインの2(9)ア、2(10)ア又は2(10)イに該当する難病又は障害を持つ外国人を想定しています。
15	中国残留孤児対応は戦後80年を過ぎた現在では対応をやめるべきではないか。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付は、一定の要件に該当する中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入額がその者について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行われるのですが、この支援給付を受けている者は生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められることから、手数料の減額対象者の類型の一つとしたものです。
16	世帯年収を複数の区分に分け、それぞれ減額率を設定するとともに、扶養家族1人当たり一定額を追加で減額するなど、多子世帯や生活実態を反映した段階的な減額制度を導入するべきではないか。	在留許可手数料を減額し、又は免除することができるとする趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないことは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためですが、その上で、外国人の経済的事情や在留状況等は個々の事情に応じ様々で、仮に年収が低いものであっても、一定の資産を有する場合もあり得ることから、御指摘のような世帯年収等に着目した段階的な減額制度とするとは相当ではないと考えています。
17	現状、中東情勢等で経営は思わしくないことから、小企業で勤務する外国人については、在留許可手数料の減免の対象とする、あるいは、今と同じ手数料の額を納付することで在留期間の更新の許可をするべきではないか。	在留許可手数料を減額し、又は免除することができるとする趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないことは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためですが、在留許可を受ける外国人については、審査に要する実費は発生していることや、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象となっていることに加え、御指摘のような事情は外国人によって様々であることから、一律に、在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当ではないと考えています。

18	仮に今回の大幅な手数料引上げが実施されるなら、現在提案されている減額措置は必要だが、それだけでは十分ではなく、少なくとも、子ども、障害者及び病氣療養中の方などについては、在留資格の種類にかかわらず対象へ追加すべきではないか。	ガイドラインは、手数料の減額対象者として政令(第25条第2項第1号)に規定されている「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものその他人道上の配慮をする必要があるもの」について、減額措置に係る運用の明確性及び透明性を担保しつつ、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請者の予見可能性を確保するため、減額対象者に該当し得るケースとして想定されるものを列挙したものであり、減額対象となるか否かの判断基準として定めたものではありません。 したがって、本ガイドラインに列挙されたもの以外は一切減額対象として認めないということはありませんが、現時点で類型化して対象とすべきものについては掲げているもののおりであり、現時点で想定されない対象者が新たに生じる場合は、政令(第25条第2項第1号)の趣旨等を踏まえながら、個別の事案ごとに判断することとなります。 なお、御意見を踏まえ、ガイドラインの2に掲げる「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当し得る具体的な類型として、(1)から(11)までに掲げる者のほか、引き続き本邦での在留を認めないことが人道的見地から酷であると認められる事情がある者を追加し、この趣旨を明確化することとしました。
19	ガイドラインでは、資産状況や稼働状況等を踏まえ個別判断するとされているが、どのような事情を考慮し、どの程度の生活困窮状態であれば減額対象となるのか。	ガイドラインの1(4)の該当性の判断について、資産状況、稼働状況等を裏付ける客観的な疎明資料の提出を求め、それによりガイドラインの1(1)から(3)までに掲げる者と同程度に生活に困窮していると認められる場合に在留許可手数料の減額の対象者となり得ることとしました。
20	在留許可手数料の減額対象者に、DV被害者を入れるべきではないか。	御指摘の「DV被害者」が受ける被害には様々なものがあり、その経済的事情や在留状況等も個々の事情に応じ様々であることから、「DV被害者」であることのみをもって、一律に在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当ではないと考えています。 その上で、「DV被害者」が、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドラインに定める「手数料が減額されることとなる者」に該当する場合には、手数料の減額対象者となり得ます。
21	減額対象であることを疎明する書類が不足している場合も直ちに対象外とせず、聞き取り及び代替資料の提出の機会を保障するべきではないか。	在留許可手数料の減額又は免除の規定は、法務大臣が一定の場合に手数料を減額し、又は免除することができることとするものであって、外国人に対し、一定の場合に手数料が減額され、又は免除されるという実体法上の権利又は法的利益を与えるものではないものと考えています。 他方で、手数料の減額措置に係る運用の明確性及び透明性を担保しつつ、申請者の予見可能性を確保するため、本ガイドラインにおいて、減額対象者に該当し得るケースとして想定されるものについて、具体的に示すこととしており、本ガイドラインの周知及び広報に当たり、減額対象者に該当し得る方については、在留申請時に該当する疎明資料を提出いただくよう、併せて案内することを想定しています。
22	減額申請の対象者は何人程度と見込んでいるのか	現時点において確たる数値を申し上げることは困難です。
23	第1の(4)の対象を、第2の(7)から(10)までに該当する者に限定すべきではないのではないか。	ガイドラインの2に該当する者の中には、ガイドライン1(1)から(3)と同程度に困窮しているにもかかわらず、1(1)から(3)の制度の対象外となる場合も想定されることから、1(4)を設け、(1)から(3)と同程度に生活に困窮していると認められる場合について、在留許可手数料の減額措置を講じることとしました。 なお、パブリックコメントでいただいた他の御意見を踏まえ、ガイドラインの2に(11)及び(12)を追加しました。
24	日本語能力や、地域社会への貢献度など、在留許可を受ける外国人の個別の事情に応じて、在留許可手数料の額を定めるべきではないか。	改正法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定しています。外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、外国人の個別の事情に応じて異なり得るものの、施策自体は外国人の出入国及び在留の公正な管理を図るためのものであって、その利益は広く我が国に在留する外国人が享受することとなります。 他方、外国人一人一人の事情に応じて、手数料の額を個別に算定することはおよそ現実的ではないことから、在留許可手数料の額を、御指摘のような外国人の個別の事情に応じて定めることは相当ではないと考えています。
25	子育てと生計維持を一人で担うひとり親家庭世帯は、経済的困窮に陥りやすいため、配慮が必要ではないか。	御意見を踏まえ、ガイドラインの2(11)として、「日本人又は特別永住者の実子を単独で監護・養育している外国人で「特定活動」への変更を受ける者等」を追加しました。
26	難民認定を受けた者を手数料の減額対象とする必要があるのか。	難民認定を受けた者は、人道上の観点から引き続き我が国に在留することができるよう配慮する必要性の高いものであるため、経済的な困窮によって、在留許可手数料を納付することができないことのみを理由に、その在留を認めないことは適当ではなく、手数料の減額の対象者とするのが相当であると考えています。

27	難民認定申請中の者は、就労が制限されるなど生活基盤が極めて不安定な状況に置かれている一方で、日本で安定した収入を得て生活している外国人と同額の手数料を負担することは、実質的に不公平となるのではないか。	在留許可手数料の額は、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額について、在留期間に応じた適切な額を勘案して定めることとしており、難民認定申請者のように比較的短期間の在留資格が付与される者に係る手数料の額は、現行から大幅に引き上げられるものではなく、また、難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対しては、政府決定に基づき、出入国在留管理庁において、生活費、住居費を含む保護費の支給や、緊急宿泊施設の提供といった保護措置を行っており、在留許可手数料の額を引き上げたとしても、難民認定申請者で「特定活動」の在留資格で在留する者に過度な負担が生じることとはならないものと考えています。また、難民認定申請については審査の迅速化に努め、在留許可手数料の負担が増大しないようにしたいと考えています。
28	難民認定申請者等として「特定活動」の在留資格で在留し、難民等の認定を受けて「定住者」の在留資格への変更を受ける者について、難民認定申請者等に対する保護措置を受けている者でなくても、在留許可手数料の減額又は免除の対象者とするべきではないか。	御意見を踏まえ、ガイドラインの1(4)の想定される類型に、2(3)の類型を追加しました。
29	在留許可手数料は制度上は外国人本人が納付することとなっているが、実際には日本人配偶者の収入又は世帯全体の家計から支払われることが多いことから、本制度における負担は、外国人本人のみならず、日本人を含めた世帯全体の負担とするべきであるが、本ガイドライン案では、外国人本人のみを独立した経済主体として評価しており、世帯単位での生活実態が制度設計に全く反映されていないのではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に入国・在留する権利を有するものではない外国人に対し、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであり、在留許可手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有するものであることなどからすると、在留許可処分を受ける外国人が納付すべきものであると考えています。
30	必要な人に情報が届くよう、やさしい日本語や多言語による分かりやすい周知と丁寧な案内をするべきではないか。	外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るためには、可能な限り速やかに手数料の額を引き上げ、これに要する費用について、在留外国人に相応の負担を求める必要があります。 もともと、周知・広報は重要であると認識しており、出入国在留管理庁においてホームページ上で多言語で表示する方法や、出入国在留管理庁アカウントのSNSで発信する方法などにより、積極的な情報発信に努めてまいります。
31	制度開始から1年経過後に、適用の妥当性と申請内容の検証結果を公表し、改善を図る仕組みをガイドラインに盛り込むべきではないか。	減免対象者に係る統計について、減免措置が適正に運用されていることを示すことは必要であると考えており、御指摘も踏まえ、その集計や公表等の在り方については、今後検討してまいります。
32	不服申出に準じる手続保障が必要ではないか。	在留許可手数料の減額又は免除の規定は、法務大臣が一定の場合に手数料を減額し、又は免除することができることとするものであって、外国人に対し、一定の場合に手数料が減額され、又は免除されるという実体法上の権利又は法的利益を与えるものではないものと考えています。そのため、減額が認められなかった場合、不服申立てをできることはしていません。
33	減額対象者の判断において、判断理由を申請者に対して明確に説明する仕組みを制度上明確化し、減額措置の公平性及び透明性を確保するべきではないか。	在留許可手数料の減額措置に係る運用の公平性及び透明性を確保するため、本ガイドラインを作成しました。
34	永住許可を受ける者に係る手数料の減額規定があるが、ガイドラインには具体例が示されていないのではないか。	永住許可については、入管法第22条第2項の規定に基づき、同項第1号に掲げる「素行善良要件」及び同項第2号に掲げる「独立生計要件」のいずれにも適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、申請を許可することができるものとされていますが、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子等については、「素行善良要件」及び「独立生計要件」のいずれにも適合することを要しないとされていることを踏まえ、政令第25条第3項第2号に基づき、これらの者に限って、在留許可手数料の減額対象になり得るものとしています。 他方で、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子等であっても、永住許可に当たり、いわゆる「国益要件」に適合していることが求められていますが、当該要件に適合し、永住許可を受ける者が、在留許可手数料の減額の対象者となり得るかどうかは、資産状況や在留状況等を踏まえ、個別に判断するほかになく、本ガイドラインにおいて、減額の対象となるケースを類型化して示すことが困難です。

35	永住許可は、日本社会に永続的に在留する権利を与えるものであり、本来「独立の生計を営むに足る資産」を有することが前提だが、生活困窮を理由に9割もの減額を認めることは、永住許可の適格性審査を事実上放棄するに等しい行為ではないか。	永住許可を受ける外国人は、原則として、入管法第22条第2項の規定に基づき、同項第2号に掲げる独立生計要件に適合する必要があることから、経済的事情により永住許可の手数料を納付することができないような外国人は、そもそも永住許可を受けることができないと考えられます。 他方、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子は、本邦に生活の根拠を有していると認められ、家族単位で安定した生活を営むことができるようにすることが相当であること、また、第三国定住難民、難民又は補完的保護対象者の認定を受けている者は、早期にその法的地位の安定化を図ることが相当であることから、入管法上、それぞれ永住許可を受けるに当たり、独立生計要件に適合することを要しないとしています。 そうすると、このような外国人が、独立生計要件以外の永住許可の要件を満たすにもかかわらず、経済的事情により永住許可に係る手数料を納付することができないときに、そのことのみをもって永住許可をしないとするのは人道上の観点から相当ではないと考えられます。 そこで、このような外国人についてのみ、永住許可に係る手数料の減額の対象となり得ることとしました。
36	減額される場合、どれだけ減額されるのか。	減額対象者となった場合に納付していただく手数料の額は、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可においては1万円、永住許可については2万円です。
37	実質的に「減額」といえるくらいに少額にするべきではないか。	改定する在留許可手数料の額は、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案して定めております。 そして、今回の在留許可手数料の額の引上げは、これまで十分に考慮されてこなかった、在留許可に伴って外国人自身が享受する多種多様な利益に着目し、外国人がこれらの利益を受けるに当たって行政が実施している各種の施策の経費を適切な範囲で反映した金額となっています。 その上で、入管法において手数料の減額又は免除の規定を設けた趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないことは相当ではない場合があるためです。 人道上の観点から特に配慮が必要な外国人であっても、我が国での在留を希望する以上、実費に相当する額の納付を要しないことは相当ではないことから、実費相当額を下回る額まで手数料を減額し、あるいはそれを免除をすることとはしないものです。
38	減額対象を広げると、審査現場での確認負担が増え、事務処理の煩雑化を招き、迅速な審査を妨げるのではないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
39	在留許可手数料の納付猶予や分割納付の制度を設けるべきではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に入国・在留する権利を有するものではない外国人に対して、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであって、手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有するものです。 このため、在留許可手数料は、在留許可を受ける場合にその全額を納付することが相当であると考えています。
40	減額制度による財政負担についても、国民に分かりやすく説明が必要ではないか。	在留許可手数料の減額措置を講じるとしても、手数料の額の引き上げにより、在留外国人の相応の負担の下、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を実施することとしています。
41	当事者が高額な費用を準備する期間及び社会的な混乱を避けるための周知期間を考慮し、拙速な10月施行を一度見直し、少なくとも半年から1年以上の十分な準備期間を設けるべきではないか。	外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るためには、可能な限り速やかに手数料の額を引き上げ、これに要する費用について、在留外国人に相応の負担を求める必要があると考えており、令和8年10月1日を施行日としています。